

「三
ない運動」

川柳教室

寄附禁止

ルールを守って

明るい選挙

贈らない・求めない・受け取らない
三ない運動で明るい選挙



公益財団法人 明るい選挙推進協会

このリーフレットは、宝くじの社会貢献広報事業として
助成を受け作成されたものです。



宝くじは、みなさまの豊かな暮らしに役立っています。

消防団の方々と防災学習！

一輪車に乗れるようになりました～！

桜の若木がこんなに育ったよ♪

みんなで仲良く読み聞かせ！

街を華やかに彩ります♪

宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、
少子高齢化対策や災害に強い街づくりまで、さまざまなかたちで、
みなさまの暮らしに役立っています。

一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。 <http://jla-takarakuji.or.jp/>

一般財団法人 **日本宝くじ協会**

① 政治家の寄附の禁止

政治家（候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者）が選挙区内にある者に対して寄附をすること[※]は、その時期や名義のいかんを問わず禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

- ①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
 - ②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典
- （①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度をこえている場合は処罰されます。）
なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

※政党その他の政治団体や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。（政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。）

② 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対し、寄附をするように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めるとも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

③ 政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員、構成員である団体、会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。（政党に対するものは除かれます。）

④ 後援団体の寄附の禁止

後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんを問わず、処罰されます。

⑤ あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対し、主としてあいさつを目的とする有料の広告（いわゆる名刺広告など）を新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに出すと処罰されます。なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めるとも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

⑥ 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞などの時候のあいさつ状（電報なども含まれる）を出すことは禁止されています。

公民権の停止

①・②・③・④・⑤によって処罰されると、
公民権停止の対象となります。

贈らない！
花輪、香典
寄附になる



政治家は有権者に寄附を
贈らない！



求めない！
お歳暮、中元
お断り



有権者は政治家に寄附を
求めない！



受け取らない！
お見舞い、差し入れ
気をつけて



政治家から有権者への寄附は
受け取らない！



病氣見舞い



町内会の集会や旅行などの
催物への寸志や飲食物の差し入れ



お祭りへの寄附や差し入れ



秘書等が代理で
出席する場合の結婚祝



お歳暮やお年賀



地域の運動会やスポーツ大会への
飲食物の差し入れ



入学祝・卒業祝



秘書等が代理で
出席する場合の葬式の香典



葬式の花輪・供花



落成式・開店祝の花輪



寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。